

明治大学連合父母会 会則

第1条 この会は、明治大学連合父母会（以下「本会」という。）と称し、本部を明治大学内に置く。

（目的）

第2条 本会は、各地区の明治大学父母会（以下「父母会」という。）の連合組織として、父母会相互の連携を図り、もって明治大学（以下「大学」という。）の発展・向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大学と父母会との関係強化に係わる事業
- (2) 大学の在学生の修学及び課外活動の支援
- (3) 大学の教育研究の後援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（執行部役員）

第4条 本会に次に掲げる執行部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 執行部役員は、第11条第1号に規定する会長会議において、各地区の父母会長又は各地区の父母会長経験者で現役の会員の中から選任する。

3 執行部役員の任期は、1年とする。

4 執行部役員は、再任されることができる。

（会長の職務）

第5条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 会長は、会長会議及び役員会を招集し、それらの議長となる。

（副会長の職務）

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従い、会長の職務を代行する。

2 副会長のうち1名は、会計を担当する。

（地域代表役員）

第7条 本会に地域代表役員を置く。

2 地域代表役員は、別に定める役員選出区分によって選任する。

3 地域代表役員の任期は、1年とする。

4 地域代表役員は、再任されることができる。

（会計監査）

第8条 本会に会計監査3名を置く。

2 会計監査は、各地区の父母会長の中から選任され、本会の会計を監査する。

3 会計監査の任期は、1年とする。

4 会計監査は、再任されることができる。

（顧問）

第9条 本会に顧問2名を置く。

2 顧問は、前会長及び前々会長をもって充てる。

3 顧問は、会長の諮問にこたえとともに、会長会議、役員会及び執行部会に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問は、本会の業務を監査する。

（名誉会長）

第10条 本会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、明治大学長とする。

（運営機関）

第11条 本会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 会長会議
- (2) 役員会
- (3) 執行部会

（会長会議）

第12条 会長会議は、執行部役員及び各地区の父母会長をもって組織する。

2 会長会議は、毎年2回開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

3 会長会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 会長会議は、執行部役員改選、会則の変更、事業計画、予算及び決算並びに父母会の改組及びその他会務の重要事項について審議する。

（役員会）

第13条 役員会は、本会の会長、副会長、地域代表役員及び会計監査をもって組織する。

2 役員会は、必要に応じて、開催することができる。

（執行部会）

第14条 執行部会は、会長及び副会長をもって組織する。

2 執行部会は、会長会議において、議決された事業計画に基づき予算を執行する。

（運営経費）

第15条 本会の運営に必要な経費は、父母会費（以下「会費」という。）、寄付金等をもって支弁する。

2 会費は、年額12,000円とする。

3 会費の徴収は、父母会が行い、大学がこれに協力するものとする。

（予算及び会計年度）

第16条 本会の予算は、事業計画をもとに役員会において編成する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

（事務）

第17条 本会の運営に関する事務は、学校法人明治大学大学支援部父母会連携事務室が行い、父母会はこれに係る人件費の一部を補填する。

（実施規定）

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

附則

この会則は、1974年（昭和49年）1月26日から施行する。

附則

（略）

附則

この会則は、1998年（平成10年）5月10日から施行する。

明治大学連合父母会 会則

(注 顧問を増員し、2名とするための当該条項の改正及び議長の議決に関する改正)

附 則

この会則は、2005年(平成17年)5月15日から施行する。

(注 総長制の廃止に伴い、名誉会長を学長に変更するための当該条項の改正)

附 則

この会則は、2008年(平成20年)5月11日から施行する。

(注 短期大学の廃止に伴い、名称を削除するための当該条項の改正)

附 則

この会則は、2009年(平成21年)5月17日から施行する。

(注 顧問の増員に伴う当該条項の追加)

附 則

この会則は、2014年(平成26年)5月18日から施行する。

(注 会長会議の議を経て追加できる顧問若干名の廃止に伴う改正)

附 則

この会則は、2015年(平成27年)5月17日から施行する。

(注 会長会議を毎年2回開催すること、その他字句の整理等に伴う改正)

附 則

この会則は、2017年(平成29年)5月14日から施行し、本年4月1日から適用する。

(注 事務委託費の名称変更、事務組織改編に伴う部署名の改正)

附 則

この会則は、2018年(平成30年)5月13日から施行し、本年4月1日から適用する。

(注 役員の名称変更、選任方法追加、顧問の業務追加及びその他字句の整理等に伴う改正)